

子育て支援策として
学校給食費無料化実施！

平成 28 年 8 月から浦臼町内在住小・中学生の 学校給食費助成制度が始まりました

浦臼町では、平成 28 年 8 月から浦臼町内に住所を有している小学生・中学生への学校給食費助成制度が始まりました。

これは学校給食に係る経費の保護者負担分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的としております。

助成対象者と助成額

- ① 浦臼町立学校に在籍し、かつ、浦臼町内に住所を有する児童生徒の保護者の方
- ② 特別支援学校の小学部又は中学部に在籍し、かつ、浦臼町内に住所を有する児童生徒の保護者の方

上記に該当する方を助成対象として、給食費の保護者負担額実費を助成します。

ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全額又は一部について給付等を受けた場合は、助成金の額から当該給付額に相当する額を除きます。

- ・ 区域外通学をしている児童生徒の保護者は助成対象外となります。
- ・ 生活保護の方は、生活保護費にて給食費を全額扶助されているので、申請は不要です。
- ・ 準要保護の方は、就学援助費にて全額扶助されているので、申請は不要です。
- ・ 特別支援学級に在籍していて、就学援助対象となっている方は、就学援助費にて半額扶助（小学校@116 円、中学校@141 円）されているので、残りの額（小学校@117 円、中学校@141 円）がこの制度からの助成となります。※申請が必要です。

助成を受けるためには

①【浦臼町立学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・ 助成対象となる保護者の方は、教育委員会が指定した日までに『学校給食費助成金交付申請書兼委任状』を学校長へ提出してください。助成金は教育委員会から直接学校へ支払いますので、保護者が学校給食費を学校に直接支払うことはありません。
- ・ 保護者の方が行う申請は、年1回となります。
- ・ 対象外及び他の制度から学校給食費の全額が助成されている方が申請された場合は、保護者の方に『浦臼町学校給食費助成金不交付決定通知書』にて通知いたします。

②【特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・ 保護者の方は学校給食費助成金交付申請書兼請求書等を年度の学校給食終了後に直接教育委員会へ提出します。保護者負担分を教育委員会から直接保護者の方へ支払います。
- ・ 保護者の方が行う申請は、年1回となります。
- ・ 対象外及び他の制度から学校給食費の全額が助成されている方が申請された場合は、保護者の方に『浦臼町学校給食費助成金不交付決定通知書』にて通知いたします。

問い合わせ先

教育委員会 学務係

TEL 68-2166

